



日本財団鳥取助成プログラム

申請要項(2017 年度)

1. 狙い・目的：

日本財団では、今後、人口が減少し、高齢化が加速していく中で、全国的にも深刻となっていく社会保障負担を軽減させていくことを見据え、主に高齢者や障害者の方の生活を民間レベルで支えていく新しいモデルづくりに取り組んでいます。

しかしながら、課題が広範にわたり、かつ複雑な要因が絡み合っていることから、一筋縄では解決が困難な状況にあります。現在、全国各地で同様の問題を抱えた地域が数ある中で、私達は今後の日本の将来を考える上でも、そのヒントとなり得るような事業アイデアの募集を行い、かつ実行に向けた支援を行います。

原則として、当財団が鳥取県と取り組む事業テーマの中で、それぞれの課題解決のスピードや質を高めることを狙いとして、以下のような枠組みで支援を行います。

2. 日本財団助成事業が重視すること:

助成事業の実施にあたっては、以下の5点を重視します。

- (1) 地域資源を活かし、全県または全国レベルで注目を集めそうな取組
- (2) 他地域へのモデル波及効果が期待される取組
- (3) 地域の中で生活支援拠点としての可能性等を有し、地域への好影響が期待できる取組
- (4) 従来にない新しい取組、これまでの取組の発展・拡充となる取組
- (5) 将来にわたり、自立、継続していく活動に向けた取組

3. 対象事業

日本財団が現在、鳥取県と共同で取り組む以下の事業テーマに即したものとします。

- (1) みんなが支え合う社会づくり
 - ・中山間地域の生活支援
 - ・住民参加型の健康づくり
 - ・難病の子どもと家族の地域生活支援
- (2) みんなが活躍できる社会づくり
 - ・障がい者スポーツの推進
 - ・新しい公共交通のモデルをつくる
 - ・働く障がい者を増やす
- (3) その他、日本財団が特に重要と認める事業

それぞれの事業については、具体的に次のような内容を想定しています。

(中山間地域の生活支援)

県が実施した山間集落实態調査(H28年度)によると、県内山間谷部奥地に位置する集落の高齢化率は、ここ20年で28.1%(H7年)から45.5%(H28年)まで上昇しています。また、集落を超えた取り組みについて、必要性を感じる声は高い(38.5%)一方で、集落間の距離の問題や、リーダーの不在により、実現を阻む要素があります。

そこで、集落を超えたコミュニティ活動の基盤を支える新たな取り組みとして、具体的には、多世代交流拠点の整備・運営や地域の悩み事やアイデアを持ち寄れる場所づくり等の事業に対して支援を行います。

(住民参加型の健康づくり)

鳥取県の健康寿命(H25時点)は、男性で70.87歳(全国34位)、女性で74.48歳(全国23位)となっており、生活習慣病による死亡割合も51.8%(全国52.6%)となっており、運動、食習慣の改善による生活習慣病リスクの低減や、検診率向上による重症化リスクの低減に向けた取り組みは重要な課題となっています。

具体的には、検診率向上に向けたユニークな取り組みや、日常生活の中で楽しみながら運動、食習慣を改善していけるようなプライマリケアの取り組み等に対して支援を行い、医療費高騰の抑制を目指します。

(難病の子どもと家族の地域生活支援)

難病の子どものケアは家族中心で行われています。本プロジェクトは、地域全体でケアする体制を充実させるための地域サービスを増やすとともに、子どもと家族(親、兄弟姉妹)が地域に関わる機会をつくることで、社会的孤立を予防する支え合いの地域づくりを目指しています。

具体的には、2016年11月に鳥取大学医学部内に開設された小児在宅支援センターと連携可能なケア体制づくり、親の活躍(就労、ボランティア)機会づくりや、家族の孤立を防ぐ取り組み等に対して支援を行います。

(障がい者スポーツの推進)

2020年の東京パラリンピックを目前に控え、障がい者スポーツへの関心が全国的にも高まっています。鳥取県においても、障がい者スポーツ振興に向けた取り組みが進められているところですが、本プロジェクトでは、障がい者スポーツに対する認知や理解を深めるための活動や、スポーツツーリズム、観光や情報発信を絡めた取り組み等に対して支援を行います。

(新しい公共交通のモデルをつくる)

特に過疎化、高齢化の進む中山間地域では、生活に必要な公共交通手段を確保することが年々難しくなりつつあります。本プロジェクトではその実態を把握するとともに、住民主体型で新しい地域交通の仕組みを作ることを目指しています。

具体的には、住民出資による乗り合い型のタクシーや貨客混載事業等に対して支援を行います。

(働く障害者を増やす)

現在、鳥取県では、障がい者新規雇用1,000人創出を目指した施策が行われているところです。本プロジェクトでは、障がい者の社会参画や活躍の場の創出に向けた取り組みや、聴覚障がい者向けガイドツアーにおけるガイド等、障がいがある方の特性を生かした雇用を生み出していくような事業等に対して支援を行います。

※なお就労支援における工賃向上の取組みに関する申請の相談、問い合わせについては、以下宛にお願いします。

日本財団 国内事業開発チーム 03-6229-5254 / 鳥取県 福祉保健部 障がい福祉課 0857-26-7889

4. 対象団体

上記3のテーマに関連する取り組みを行う、県内に事務所又は活動拠点を有する団体等
(非営利公益活動団体・法人格の有無を問わない。地域住民組織または地域おこし協力隊の経験者で
そのまま現地に定住している者より構成される組織等)

5. 助成金額:

原則として1件上限3,000,000円の助成を行います。

6. 対象経費:

対象となる経費は、助成事業の実施に必要な経費とします。

※費目は各団体の会計規則などにあわせてご記入ください。対象経費の詳細については添付のQ&Aの
例を参考にしてください。

7. 補助率:

10/10

※事業の内容、性質によって一定程度の自己負担を求める場合があります。

8. 申請期間:

随時

※ただし、申請書の提出には、事前の申請相談が必要となります。

9. 申請方法:

メールのみ受付

※申請書をメールに添付し以下の宛先へご提出ください。

日本財団鳥取事務所 申請受付担当 宛

メールアドレス: totnf@ps.nippon-foundation.or.jp

**※なお、郵送やFAXでの受付はしておりませんのでご注意ください。また、申請相談のない申請書の
提出は受付できませんので、予めご了承ください。**

※申請書の作成に際しては、必ず助成金申請書記入マニュアルに則りご入力ください。

10. 提出書類

申請に際しては申請書と併せて以下の書類をご提出ください。

- ・定款または規約、会則
- ・役員名簿
- ・団体パンフレット
- ・直近の事業報告書
- ・直近の決算報告書
- ・団体の中期事業計画(3年間)

※申請事業の位置づけ、収支予算、資金調達計画を含むもの。

11. 物件改修・機器整備を伴う申請事業の提出書類

申請事業に物件改修・機器整備を含むときは、申請書と上記「10.提出書類」に記載の書類と併せて以下の書類をご提出ください。

- ・施設の運営計画(3年間)

※具体的な事業スケジュール、キャッシュフロー、収支予算、資金調達計画を含むもの。

- ・土地建物登記簿謄本(3ヶ月以内に取得したもの)

※原本

- ・土地建物賃貸借契約書、または確約書(最低5年間)

※申請時点で契約締結前のときは、助成決定後に賃貸借契約の確実性が確認できる文書をご提出ください。申請団体が所有する物件の場合は不要です。

- ・工事概算見積書

※見積書は、建築士の作成したものをご提出ください。なお、以下に挙げる経費は原則として対象外工事費のため見積書から予め除いてください。

土地や物件の取得経費、付属施設及び設備の撤去費、外構及び植栽工事費、付属設備の改修工事費、その他附帯的工事費、什器備品購入費、土地の造成に要する経費

- ・設計監理費見積書

- ・機器類の見積書またはカタログ(定価つきのもの)

※該当する取得物がある場合。

- ・周辺地図

- ・図面(A4判もしくはA3判)

※平面図で改修前と改修後で比較できるもの。

- ・現況写真

※建物(外観、工事箇所)の現況がわかるもの。

お問合せ先

日本財団鳥取事務所 (鳥取県庁本庁舎 3F)

電話 : 0857-26-7897・7898

(共生社会プロジェクト推進室 TEL. 0857-26-7617(内 8257))

FAX : 0857-26-8120

メールアドレス : totnf@ps.nippon-foundation.or.jp

住所 : 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

日本財団 鳥取助成プログラムに関する Q&A

Q.一度に複数の事業を申請することはできるか？

A.できます。

Q.一法人で複数の事業所から申請するには？

A.すべて法人本部から申請してください。申請書はまとめて、件数を分けてご申請ください。

Q.他の助成金も受けていいか？

A.国庫補助金、他の公営競技(競輪、競馬など)や宝くじ、toto などの補助金を受ける事業は申請できません。地方自治体の補助・助成金、企業等からの協賛金は受けられます。また、福祉分野の事業は、独立行政法人福祉医療機構(WAM)と両方の助成を受けることはできません。

※対象事業の「働く障がい者を増やす」については、別途工賃向上を目的に就労系B型事業所を対象とした事業募集(窓口:、NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センター)をおこなっておりますので、そちらの事業募集を優先してください。

Q.助成対象経費は？

A.助成事業を実施する上で必要な経費とします。団体の運営費は対象となりませんが、事業を実施するうえで必要と判断され、積算根拠が明確な場合は対象となることがあります。以下は参考例です。

費目(例)	内容
人件費	事業を実施するために直接必要なアルバイト等の経費
諸謝金	講師や通訳など外部の専門家に対する謝金
旅費交通費	事業を実施するために必要な出張旅費や交通費など
委託費	調査研究、情報公開のための成果物の電子化経費など事業の一部を他に委託する費用
消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品等の購入費
印刷製本費	ポスター・パンフレット等のコピー・印刷など
通信運搬費	郵送料、宅配便代など
会議費	会場借用料、会場設営費用、委員会や各種会議での茶菓子代など
広告宣伝費	実施事業の開催告知などを、新聞・雑誌・WEB 等で広告するための費用
事業管理費	事業を実施する上で必要な事務局人件費・諸経費
雑費	少額かつ上記経費項目に含めることができない諸経費

Q.過去の助成実績を調べるにはどうすればいいか？

A.日本財団は 1962(昭和 37)年の設立以来、造船や海難防止など、海洋に関する事業の支援をはじめとして、社会福祉、スポーツや文化、芸術、教育等多くの事業に対し支援を行ってきました。これらの事業のうち 1979(昭和 59)年度以降に支援を行った事業については、日本財団図書館で詳細をご覧になることができます。また、毎年 4 月に発行している「事業計画アウトライン」にも助成事業の一覧が掲載されていますので、ご参考にしてください。

日本財団図書館 事業検索

http://nippon.zaidan.info/library/expert_jigyo_search_view.do

Q.助成表示をする理由は？

A.日本財団の助成金は、ボートレースの売上金の一部を財源としています。ボートレースの売上金がさまざまな公益事業を支えていることを広く知っていただくため、助成事業を行う際には、日本財団の助成を受けていることを必ず表示して頂きます。

Q.監査とは？

A.助成金が助成事業に必要な経費として経済的かつ適正に使用されたかを確認するものです。当財団の監査員が、事業完了後、事務所にお伺いして実施します。

Q.事業評価とは？

A.効果的な事業の実施やマネジメント判断、よりよい事業実施に向けた情報提供のため、当財団の助成事業について、事業プロセス・成果などを評価するものです。民間の専門会社または当財団が行い、結果は当財団の Web サイトを通じて公表します。